

令和七年

鹿児島県議会

決算特別委員会会議録

第八号（教育委員会）

一、委員会を開催した年月日、場所
令和七年十月十六日（木曜日）
産業経済委員会室

二、出席した委員の氏名

永井 章義	委員長
森 昭男	副委員長
いぬぶし浩幸	委員
元山 ひさや	委員
小川 みさ子	委員
しらいし 誠	委員
田畑 浩一郎	委員
大久保 博文	委員
前野 義春	委員
柳 誠子	委員
藤崎 剛	委員
田之上 耕三	委員

三、欠席した委員の氏名

岩重 あや	委員
-------	----

四、出席した委員外議員の氏名
なし

五、鹿児島県議会委員会条例第十九条による出席者

教育委員会

地頭所 恵	教育長
森豊 貴志	副教育長
紺屋 宏昭	教育次長兼生徒指導総括監
兼廣 智道	総務福利課長
江畑 知宏	教育DX推進室長
神宮司 浩章	福利厚生監
泊 弘光	企画監
北里 清亮	学校施設課長
中島 靖治	教職員課長
尾堂 秀一郎	人事管理監
谷川 敬	人事管理監
疋田 哲朗	義務教育課長
新福 敦子	指導監
吉元 彰一	高校教育課長
森田 忠和	指導監
瀬戸口 信一	生徒指導監
宮永 治	参事

六、会議に付した事件

(一)議案

議案第八六号 令和六年度鹿児島県歳入歳出決算について認定を求め
る件

小久保 博幸 特別支援教育課長
山元 尚史 保健体育課長
橋口 盛文 社会教育課長
西小野 哲也 文化財課長
児玉 恭子 人権同和教育課長

議会事務局
加松 和将 主幹兼委員会第一係長
窪 結香 主幹兼委員会第四係長

七、審査経過

午前十時開会

○永井委員長 それでは、定足数に達しておりますので、ただいまから、決算特別委員会を開会いたします。

本日は、教育委員会、出納局及び各種委員会の審査であります。ただいまから、教育委員会の審査を行います。はじめに、教育長の総括説明を求めます。

○地頭所教育長 教育委員会の令和六年度の主要施策につきまして、その主なものを、令和六年度主要施策の成果に関する調書に沿って説明を申し上げます。三ページを御覧ください。

二、結婚、妊娠・出産、子育ての希望がかなう社会の実現、(三)子どもたちが未来に希望を持てる社会づくり、②教育費負担の軽減についてです。

(一)大学等入学時奨学金貸付事業につきましては、事業の実施に必要な原資を

鹿児島県育英財団に貸し付け、大学等入学時における経済的負担の軽減を図りました。

(二)大学在学時奨学金返還支援基金事業につきましては、事業の実施に必要な財源を奨学金返還支援基金に積み立て、本県の将来を担う有為な人材の育成・確保を図りました。

四ページを御覧ください。

下段の(四)公立高等学校就学支援金等事業につきましては、公立高等学校に通う生徒が安心して教育を受けることができるよう、就学支援金を支給し、家庭の教育費負担の軽減を図りました。

六ページを御覧ください。

四、地域を愛し世界に通用する人材の育成、文化・スポーツの振興、(一)子どもたちの夢や希望を実現する教育環境づくり、①知・徳・体の調和のとれた教育の推進」についてです。

十一ページを御覧ください。

下段の(六)「学習者主体の授業」への改善推進事業につきましては、授業改善に先進的に取り組むモデル校区及びモデル校区と連携を図り授業改善を進めていく実践校区を指定し、教師集団の同僚性を構築する校内研修等、組織的かつ総合的な学力向上に向けた取組を支援し、県下への普及を図りました。

十四ページを御覧ください。

中段の(九)生徒指導対策総合推進事業につきましては、児童生徒の様々な悩みや課題に対応するため、スクールカウンセラーや臨床心理士等による専門的な知見に基づく教育相談体制の充実を図るとともに、SNSを活用した相談・通報窓口の設置や関係機関等との連携強化など、総合的な生徒指導対策を推進しました。十八ページを御覧ください。

(十二)教室から世界へかごしまグローバルクラスルーム事業につきましては、公立中学校八校と県立高校十校が台湾・ベトナム・オーストラリアの学校とオンライン交流を行うとともに、各学校の代表を各交流先に派遣することにより、語学力の向上と国際意識の醸成を図りました。

十九ページを御覧ください。

中段の(十四)未来を創るキャリアプランニング推進事業につきましては、キャリアガイダンススタッフを十四人配置し、新規高卒者の県内求人確保及び生徒・保護者に対して、企業の情報提供などの県内就職支援を行うとともに、生徒一人一人の職業観・勤労観を醸成するためのキャリア教育の促進を図りました。二十一ページを御覧ください。

下段の(十八)人権教育研修事業及び二十二ページ中段の(十九)人権教育推進事業では、人権教育は全ての教育の基本との認識の下、教職員を対象とした研修会を実施し、二十三ページ中段の(二十)人権教育開発事業では、具体的な人権教育の研究・実践の成果の普及に努め、人権教育の一層の推進・充実を図りました。

三十三ページを御覧ください。

②教職員の資質向上についてです。

三十四ページを御覧ください。

(一)「かごしまの先生」人材発掘・活躍サポート推進事業につきましては、新たな教員志望者を発掘するため、本県の教員として働くことのやりがいや魅力を積極的にPRするとともに、県外での採用試験やブランクのある教職経験者を支援する研修等を行いました。

下段の(二)業務改善実践校モデル事業につきましては、学校における更なる業務改善を推進するため、モデル校を指定し、民間コンサルタントによる教職員の働き方改革に関する伴走支援や、画像AIを活用したテストの自動採点の実践研究を行いました。

三十七ページを御覧ください。

中段の(六)地域スポーツ・文化活動推進事業につきましては、地域の持続可能なスポーツ・文化活動の環境を整備するため、部活動の地域移行等に向けた市町村への支援等を行いました。

三十九ページを御覧ください。

③信頼され、地域とともにある学校づくりについてです。

四十ページを御覧ください。

下段の(二)楠隼中高一貫教育校調査・広報事業につきましては、楠隼中高一貫教育校の男女共学化、通学生受入れに向けた調査及び広報、楠隼校職員等による

他県への現地調査を行いました。

四十一ページを御覧ください。

下段の(四)夜間中学開校準備事業につきましては、夜間中学開校に向け、生徒募集を行うとともに、学校運営に必要な計画や物品等の環境整備を行いました。

四十三ページを御覧ください。

下段の(七)魅力ある県立高校づくり推進事業の一環として実施した(ウ)県立高校生徒通学費支援事業につきましては、路線バス等の減便・廃止の影響により、県立高校への通学に係る定期代の負担が増加した生徒に対して通学費の一部を支援し、経済的負担の軽減を図りました。

四十六ページを御覧ください。

④安全で安心な学校づくりについてであります。

下段の(一)高等学校建物整備事業につきましては、錦江湾高校など一九校の校舎改築や大規模改修を行ったところであります。

四十七ページを御覧ください。

中段の(二)特別支援学校建物整備事業につきましては、鹿児島特別支援学校等の校舎改修等を行ったところであります。

四十九ページを御覧ください。

⑤特別支援教育の充実についてです。

五十一ページを御覧ください。

下段の(四)特別支援学校教育環境改善推進事業につきましては、特別支援学校の教育環境の改善を図るため、特別支援学校教育環境改善推進協議会を設置し、令和六年八月に同協議会から伊佐・湧水地区への新たな特別支援学校の設置などについて、報告がなされたところであります。

五十六ページを御覧ください。

⑦郷土教育の推進についてです。

(一)郷土教育推進事業につきましては、将来鹿児島に住んで、郷土の発展を支えようとする人材を育成するため、児童・生徒等がふるさとに誇りを持つことができるよう五つの事業を行い、郷土教育の充実を図りました。

六十八ページを御覧ください。

(三)文化の薫り高いふるさとかごしまの形成、②地域文化の継承・発展と地域づくりへの活用についてです。

六十九ページを御覧ください。

上段の(三)埋蔵文化財発掘調査事業につきましては、国道二百二十号建設事業、南九州西回り自動車道建設事業等の予定地に存する埋蔵文化財の発掘調査を実施しました。

七十六ページを御覧ください。

十六、原油価格・物価高騰等総合緊急対策についてです。

(一)県立学校給食費等支援事業につきましては、県立学校延べ二十校に対して物価高騰に伴う給食費等の増額分を補助し、経済的負担を増やすことなく、栄養バランスや量を保った学校給食等を提供することができました。

以上、令和六年度に関する主要施策の成果等につきまして説明いたしました。決算の詳細につきましては、後ほど各課長から説明申し上げます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○永井委員長 次に、総務福利課長の説明を求めます。

○兼廣総務福利課長 総務福利課関係について、御説明申し上げます。お手元の審査説明資料の五ページを御覧ください。決算に関する調書のページは、左端に記載してあるとおりでございます。

まず、一、歳入説明の主なものでございます。第八款使用料及び手数料の第一項第八目教育使用料は、高等学校の授業料等です。

第二項の第七目教育手数料は、高等学校の入学料及び学校証明書の発行手数料です。

第九款国庫支出金の第一項第五目教育費国庫負担金は、公立高校に入学した生徒を対象とする高等学校等就学支援金交付金等に係る国庫負担金です。

第二項第九目教育費国庫補助金は、県又は市町村が義務教育段階の公立学校における情報機器の整備を行うための基金造成に係る補助金です。

第十款財産収入の第一項第二目利子及び配当金は、ただいま御説明申し上げました基金の運用益です。

六ページをお願い申し上げます。

第二項財産売却収入の第二目物品売却収入及び第三目生産物売却収入は、農業高校の実習に伴う生産物の売却収入等です。

第十四款諸収入の第四項第一目貸付金元利収入は、県育英財団に対する奨学金貸付原資の返還金です。

続きまして、七ページを御覧ください。

二、歳出説明の主なものについて説明申し上げます。

まず、第十款教育費の第一項第二目事務局費は、教育委員会事務局職員の給与費や、奨学金貸与に必要な原資の貸付金等に要した経費であり、不用額は、職員手当等の執行残です。

八ページを御覧ください。

第三目教職員人事教職員住宅の維持補修等に要した経費で、不用額は、住宅外壁改修等に係る工事請負費等の執行残です。

九ページにかけてとなりますが、第四目教育指導費は、県立高校や特別支援学校における学習者用コンピュータ等の整備やICT支援員の配置等に要した経費です。

不用額は、機器の使用料及び賃借料や活動旅費等の執行残でございます。

九から十ページを御覧ください。

第四項高等学校費の第一目高等学校総務費は、県立学校職員が使用する校務用パソコンの整備等に要した経費です。

不用額は、校務用パソコンの整備に係る使用料及び賃借料等の執行残です。

第二目全日制高等学校管理費は、公立高等学校就学支援金の支給や、全日制高校六十一校の管理運営等に要した経費です。

不用額は、就学支援金の支給に係る扶助費等の執行残です。

第四目教育振興費は、農業経営者育成高校として指定されている市来農芸高校と鹿屋農業高校の寄宿舎の管理運営等に要した経費です。

十一ページを御覧ください。

第七目実習船運営費は、鹿児島水産高校の実習船に係る漁業実習等に要した経費です。

不用額は、職員手当等の執行残です。

次に、第五項第一目特別支援学校費は、特別支援学校に係る教育用パソコンの整備や管理運営等に要した経費です。

不用額は、委託料等の執行残です。

次に、十二ページを御覧ください。

三、公有財産に関する説明です。

当課で所管している公有財産は、教職員住宅の土地・建物及び県育英財団への出資金でございます。

十四ページを御覧ください。

五、前年度決算特別委員会要望事項等の処理説明につきましては、それぞれ記載のとおりとなっております。

以上でございます。よろしくお願ひします。

○永井委員長 次に、学校施設課長の説明を求めます。

○北里学校施設課長 学校施設課関係の主なものについて御説明申し上げます。

十七ページをお開きください。

まず、歳入説明の主なものであります。

三段目の第九款国庫支出金第二項第九目教育費国庫補助金は、公立学校の施設整備国庫補助事業に係る国や市町村との連絡調整等事務費や県立学校の施設整備に係る国庫補助金であります。

その下の第十款財産収入第一項第一目財産貸付収入は、県立学校の自動販売機設置に係る土地の貸付料等であります。

次に歳出説明の主なものであります。

十八ページをお開きください。

まず、第十款教育費第一項第二目事務局費は、各種国庫補助金事務や、国や市町村との連絡調整等事務に要した経費でございます。

第四目教育指導費は、県立学校の給食設備の整備や夜間中学の施設整備に要した経費であります。

次の第四項第一目高等学校総務費は、県立大成寮の管理運営や県立学校の公有財産の維持管理に要した経費であります。

第二目全日制高等学校管理費は、施設整備に併せて必要となる附帯設備の移設

等に要した経費であります。

十九ページに移りますが、第四目教育振興費は、県立高校の理科教育設備や産業教育設備整備に要した経費でございます。

次の第五目学校建設費は、県立高校の校舎改築や大規模改修、維持補修、産業教育施設の整備などのほか、運動場や体育施設の整備などに要した経費でございます。

二十ページをお開きください。

第五項第一目特別支援学校費は、特別支援学校の改築や改修、維持補修等に要した経費でございます。

下から二段目の第十一款災害復旧費第三項の第一目県立学校施設災害復旧費は、台風被害による県立学校の災害復旧に要した経費であります。

各事業の翌年度繰越額につきましては、関係学校との計画調整等に不測の日数を要したため、令和六年度内の工事完了が困難であったことから令和七年度に繰り越したものでございます。

また、不用額の主な理由につきましては、工事や業務委託に係る執行残でございます。

二十一ページから二十四ページは公有財産に関する説明でございます。

学校施設課所管分を含め、教育委員会分を取りまとめ記載してございます。

二十五ページを御覧ください。

前年度決算特別委員会要望事項等の処理説明につきましては、記載のとおりでございます。

学校施設課関係は以上であります。よろしくお願ひいたします。

○永井委員長 次に、教職員課長の説明を求めます。

○中島教職員課長 教職員課関係につきまして、御説明申し上げます。

二八ページをお開きください。

まず、歳入でございますが、第九款国庫支出金の第一項第五目教育費国庫負担金は、小・中学校等の教職員の給与費にかかる国庫負担金でございます。

その下、第二項第九目教育費国庫補助金は、在外教育施設、いわゆる日本人学校への派遣教員の給与費に対する補助金等でございます。

次に、第十四款諸収入の第八項第一目雑入でございますが、これは、再任用職員等の雇用保険料等でございます。

次に、二九ページをお開きください。

歳出につきまして御説明申し上げます。

まず、第十款教育費の第一項第二目事務局費でございますが、これは、教職員の人事企画調査事務、学校経営管理事務等に要した経費でございます。

次に、第三目教職員人事費は、教職員の人事異動関係事務や次の三十ページになります。学校職員の退職手当の支払いに要した経費、新たな教員の人材発掘やスクールロイヤー制度に要する経費、教員業務支援員の配置に係る経費等でございます。不用額の主な理由は、学校職員の退職手当の執行残でございます。

次に、小学校費以降について御説明しますが、教職員の給与費等でございます。また、まとめて御説明いたします。

第二項小学校費及び三十一ページの第三項中学校費の第一目教職員費、それと第四項高等学校費の第二目全日制高等学校管理費、第二目定時制高等学校管理費、三十二ページの第四目通信教育費、第五項第一目特別支援学校費をそれぞれ記載しておりますが、これらはいずれも教職員の給与関係費及び旅費等の学校管理運営費でございます。

なお、小学校費には、小学校低学年三十人学級実施に伴う「かごしまっ子」すくすくプランの経費、中学校費には、中学校免許外教科担任解消事業等に要した経費を含んでおります。

不用額は、主に学校職員の給与費や旅費等の執行残でございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○永井委員長 次に、義務教育課長の説明を求めます。

○疋田義務教育課長 義務教育課関係につきまして御説明いたします。

三十六ページをお開きください。

歳入の主なものについて御説明いたします。

第九目教育費国庫補助金は、夜間中学開校準備事業等に関する国庫補助金でございます。

第八目教育費委託金は、文部科学省の委託を受けて実施した道徳教育総合支援

事業等に関する国庫委託金でございます。

次に、歳入の主なものについて御説明いたします。

三七ページを御覧ください。

第四目教育指導費でございます。道徳教育総合支援事業は、道徳教育に関する教職員の資質向上等を図るため、心の教育振興会議や道徳フォーラムの開催、郷土教材「かごしまの心」の作成に要した経費でございます。

不用額の主な理由は、郷土教材印刷製本に係る需用費の執行残でございます。新時代の「確かな学力」育成推進事業は、CBTにより実施した鹿児島学力・学習状況調査業務の委託に要した経費でございます。

三十八ページをお開きください。

第五目教育センター費は、総合教育センターにおいて教職員を対象に実施する短期研修等や、教育問題等に係る調査研究及び同センターの管理運営等に要した経費でございます。

教育センター費の不用額は、主に情報教育研修棟の外壁等補修の執行残及び研修受講者旅費の執行残でございます。

三九ページを御覧ください。

第二項小学校費及び第三項中学校費の教員研修費につきましては、初任者研修や現職教員等研修など、教職員の研修受講に要した経費でございます。

四十ページをお開きください。

公有財産に関する説明でございますが、総合教育センターの土地及び建物については、令和六年度中の増減はございません。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○永井委員長 次に、高校教育課長の説明を求めます。

○吉元高校教育課長 高校教育課関係につきまして、御説明いたします。

四十三ページをお開きください。

歳入の主なものについて、御説明いたします。

第九款国庫支出金の第二項国庫補助金の第九目教育費国庫補助金は、生徒指導対策総合推進事業や奨学のための給付金事業などに関する補助金でございます。四十四ページをお開きください。

歳出の主なものについて御説明いたします。

第十款教育費の第一項教育総務費の第四目教育指導費のうち、一番下の段になりますが、奨学のための給付金事業は、授業料以外の教育費負担の軽減を図るために、高校生等がいる低所得世帯に奨学のための給付金を支給するために要した経費でございます。

四十五ページの五段目、A L T活用推進事業につきましては、英語によるコミュニケーション能力、国際感覚、国際理解の養成のため、A L Tを招致し、県立高校へ配置するために要した経費でございます。

その下の未来を切り拓く新時代に対応した資質・能力育成支援事業につきましては、新しい時代に求められる資質・能力を踏まえた授業・指導・評価方法の研究を推進するとともに、キャリア教育・進路指導の充実を図り、生徒の学ぶ意欲の向上や進学に対応できる学力を育成するために要した経費で、令和の日本型学校教育推進委員による研修・研究や夏トライ！グレードアップゼミ、キャリア・デザインセミナーなどを実施しました。

四十六ページをお開きください。

第四項高等学校費の第二目全日制高等学校管理費の楠井中高一貫教育校振興事業につきましては、楠井中学校・高等学校における県内外での生徒募集等に要した経費でございます。

一つ下の魅力ある県立高校づくり推進事業につきましては、離島の小規模校に対する遠隔授業の配信のため設備購入等や、路線バス減便等の影響を受けた生徒に対する通学支援に要した経費でございます。

第四目教育振興費の定通教育振興奨励事業につきましては、定時制及び通信制課程の高校の有職生徒に対する修学奨励のため、修学資金貸付及び教科書等の給与に要した経費でございます。

四十七ページを御覧ください。

五の前年度決算特別委員会要望事項等につきましては、記載のとおり該当ございません。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○永井委員長 次に、特別支援教育課長の説明を求めます。

○小久保特別支援教育課長 特別支援教育課関係につきまして御説明いたします。

五十ページをお開きください。

歳入の主なものについて御説明いたします。

第五目教育費国庫負担金は、特別支援教育就学奨励費事業に関する国庫負担金でございます。

その下の第九目教育費国庫補助金は、誰一人取り残さない特別支援教育充実事業等に関する国庫補助金でございます。

次に、歳出の主なものについて御説明いたします。

五十一ページをお開きください。

第四目教育指導費でございます。

三段目の特別支援教育総合推進事業は、特別支援教育の充実や担当者の指導力向上を図るために実施した巡回教育相談や研修会などに要した経費でございます。

四段目の未来を拓く特別支援学校就労支援充実事業は、特別支援学校技能検定の実施や就労ネットワーク会議の開催等に要した経費でございます。

七段目の誰一人取り残さない特別支援教育充実事業は、医療的ケア児の通学支援や巡回型通級指導教室の開設のためのモデル事業、離島における特別支援教育の充実等に要した経費でございます。

五十二ページをお開きください。

第五項特別支援学校費でございます。

二段目の特別支援教育就学奨励費事業は、特別支援学校に在籍する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するための就学奨励に要した経費でございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○永井委員長 次に、保健体育課長の説明を求めます。

○山元保健体育課長 保健体育課関係について御説明申し上げます。

五十六ページを御覧ください。

まず、歳入説明の主なものですが、第八款第一項第七目土木使用料は、鳴池公園及び鳴池緑地公園の都市公園使用料等でございます。

第九款第二項第七目土木費国庫補助金は、鴨池緑地球技場人工芝改修事業に係る補助金でございます。

また、第九目教育費国庫補助金は、部活動の地域連携・地域展開等に係る補助金でございます。

第三項第八目教育費委託金は、子どもの運動習慣や体力の向上を図る運動大好き“かごしまっ子”育成推進事業等に係る委託金でございます。

第十四款第八項第一目雑入は、独立行政法人日本スポーツ振興センターの給付金、白波スタジアムと平和リース球場のネーミングライツ料等でございます。

五十八ページをお開きください。

次に、歳出説明の主なものについて御説明申し上げます。

第二款第一項第十四目国体推進費は、国民スポーツ大会等に向けた競技力向上のための強化合宿や指導者養成等の事業に係る補助金、国民スポーツ大会九州ブロック大会や国民スポーツ大会に本県選手を派遣する業務委託等に要した経費でございます。

第十款第四項第三目定時制高等学校管理費は、開陽高校の学校給食を実施するための調理業務委託に要する経費でございます。

第七項第一目保健体育総務費は、学校保健・安全に係る研修、県立学校の児童生徒等の健康診断などに要した経費でございます。

学校保健推進事業の不用額につきましては、日本スポーツ振興センターの災害共済給付金等の執行残でございます。

五十九ページをお開きください。

第二目体育振興費は、県スポーツ協会への運営費等の補助や部活動指導員の配置等に要した経費でございます。

六十ページをお開きください。

地域スポーツ・文化活動推進事業の不用額につきましては、部活動の地域展開等に係る委託料の執行残でございます。

第三目体育施設費は、指定管理者への県体育施設等の管理業務の委託等に要した経費でございます。

六十二ページをお開きください。

公有財産についてでございますが、土地は、県ライフル射撃場、県総合体育センター体育館及び武道館の敷地でございます。建物は、県ライフル射撃場、平川ヨットハウス、県総合体育センター体育館及び武道館並びに鴨池公園の運動施設等でございます。

六十三ページをお開きください。

五、前年度決算特別委員会要望事項等の処理説明につきましては、記載のとおりでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひします。

○永井委員長 次に、社会教育課長の説明を求めます。

○橋口社会教育課長 社会教育課関係につきまして、御説明申し上げます。

六十六ページを御覧ください。

歳入の主なものについて御説明いたします。

一段目の第八目教育使用料は、図書館等の行政財産の使用許可に伴う使用料等でございます。

二段目の第七目土木費国庫補助金は、奄美少年自然の家施設設備等整備事業に係る国庫補助金でございます。

三段目の第九目教育費国庫補助金は、地域で支える家庭教育推進事業等に係る国庫補助金でございます。

四段目の第八目教育費委託金は、文部科学省からの委託を受け実施した社会教育調査に係る委託金でございます。

五段目の第一目財産貸付収入は、図書館等の自動販売機設置に伴う建物敷地貸付収入でございます。

一番下の第一目過年度収入につきましては、付表で御説明いたしますので、次の六十七ページを御覧ください。

過年度分収入未済額調べでございますが、平成十三年度の青少年研修センターの宿泊棟新築工事におきまして、請負業者が破産し、工事請負契約を解除したことに伴う、前払金が返還されるまでの間の延納利息でございます。

この利息の請求につきましては、請負業者が既に破産し、また、処分困難な不動産があることから、清算手続きが終わっていない状況でございます。今後、清

算手続きの結了を持ちまして、不納欠損処分の手続を行う予定でございます。

続きまして、六十八ページを御覧ください。

歳出について御説明申し上げます。

まず、二段目の第一目社会教育総務費は、地域で支える家庭教育推進事業、かごしま県民大学における諸講座、郷土教育推進事業の実施等に要した経費でございます。

六十九ページを御覧ください。

次に第三目図書館費は七十ページにかけて記載してございますが、県立図書館及び奄美図書館の職員給与費や管理運営等に要した経費でございます。

奄美図書館の施設設備整備事業の不用額につきましては、空調設備改修に係る工事請負費の入札執行残でございます。

次に第四目青少年研修施設費は七一ページにかけて記載してございますが、青少年研修センターなど四つの青少年社会教育施設の職員給与費や管理運営等に要した経費でございます。

青少年研修センターの施設設備整備事業の不用額につきましては、空調設備改修に係る工事請負費の入札執行残でございます。

七十二ページを御覧ください。

二段目の第七目教育施設災害復旧費は、台風被害による青少年研修センターの災害復旧に要した経費でございます。

また、不用額の理由は、需用費等の入札執行残でございます。

七十三ページを御覧ください。

公有財産については、図書館などの土地・建物に係るものがございます。

七十四ページを御覧ください。

前年度決算特別委員会要望事項等は、処理説明欄に記載のとおりでございます。以上で終わります。よろしくお願いたします。

○永井委員長 次に、参事兼文化財課長の説明を求めます。

○西小野参事兼文化財課長 文化財課関係について、御説明いたします。

七十七ページを御覧ください。

一、歳入説明の主なものについて、御説明いたします。

一番上の第八目教育使用料は、上野原縄文の森の土地使用料及び博物館のプラネタリウム室使用料でございます。

二段目の第二項第九目教育費国庫補助金は、国宝・重要文化財等の保存・活用に係る補助金などでございます。

第三項第八目教育費委託金は、国土交通省等からの委託による埋蔵文化財の発掘調査に係る委託金でございます。

七十八ページを御覧ください。

二、歳出の主なものについて、御説明いたします。

第二目文化振興費の六番目の文化財保護事業助成は、市町村等が行う文化財保護事業に対する助成に要した経費でございます。

不用額の主な理由は、事業の計画変更に伴う精算額の減による負担金補助及び交付金の執行残でございます。

一番下の埋蔵文化財発掘調査事業は、国土交通省等からの委託による埋蔵文化財の発掘調査に要した経費でございます。

不用額の主な理由は、委託先の発掘作業員の人件費等の減による委託料の執行残でございます。

七十九ページを御覧ください。

一番目の上野原縄文の森運営費は、上野原縄文の森の管理運営に要した経費でございます。

翌年度繰越額につきましては、空調設備の更新におきまして、工事の計画調整に不測の日数を要したことから、令和七年度に繰り越したものであります。

不用額の主な理由は、空調機器更新に係る工事請負費の執行残でございます。三つ下の博物館の登録管理は、博物館法に基づき、博物館の適切な登録管理に要する経費でございます。

不用額の主な理由は、登録審査会に係る旅費の執行残でございます。

二つ下の博物館管理運営事業は、県立博物館の管理運営に要した経費でございます。

不用額の主な理由は、会計年度任用職員に係る共済費の執行残でございます。八十一ページを御覧ください。

三、公有財産に関する説明でございますが、上野原縄文の森などの土地・建物に係るものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○永井委員長 最後に、人権同和教育課長の説明を求めます。

○児玉人権同和教育課長 人権同和教育課関係につきまして御説明申し上げます。

八十四ページをお開きください。

歳入でございますが、一段目の第八目教育費委託金は、本県、人権教育開発事業に係る国からの委託金であります。

次の、第一目貸付金元利収入は、地域改善対策高等学校等奨学資金貸付に係る返還金であります。

なお、一番下の過年度収入につきましては、記載のとおりであります。内容につきましては、次の八五ページの付表のとおりとなっております。奨学生のプライバシー保護に配慮しながら、文書や電話、自宅訪問による納入指導を行い、未収債権の解消に努めております。

八十六ページをお開きください。

歳出でございます。二段目の第二目事務局費は、課の運営に要した経費及び奨学資金返還金のうち、国庫補助相当分の三分の二に当たる額を国に返還した経費であります。

三つ下の第四目教育指導費は、人権教育の一層の充実を図るために要した経費であります。内容としましては、教職員等を対象とした各種研修会、教育研究団体への補助及び人権教育総合推進地域として指定しました町への委託に要した経費となっております。

なお、人権教育総合推進地域につきましては、国からの委託事業であります。

次の小学校費、第一目教職員費から、八十八ページの特別支援学校費、第一目特別支援学校費までは、教職員等を対象とした各種研修会の出席に要した教職員の旅費などあります。

なお、不用額の主な理由は、研修会等の参加旅費の執行残でございます。八十九ページをお開きください。

前年度決算特別委員会要望事項等の処理については、記載のとおりであります。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○永井委員長 以上で、説明が終わりましたので、質疑がありましたらお願いいたします。

質疑に当たりましては、資料名、該当ページ、事業名等も併せて、お知らせくださるようお願いいたします。

○藤崎委員 調書の八ページ、DX推進室にお尋ねいたします。

県立高校のICT環境整備事業ということで、予算八千二百八十九万円、決算八千二百八十九万円ということで、こちらを見ますと、それぞれの指導者用端末、そして学習者用端末の台数が書いてあり、令和六年度はリース料のみと書いてありますが、このリース料のみという部分を少し説明いただけませんか。

○江畑教育DX推進室長 県立高校のICT環境整備事業についての御質問でしたけれども、県立高校の指導する先生方に関する端末につきましては、二千八百八十九台ございました。八ページご覧いただけますと、(一)の(二)のところとございますけれども、整備したのが令和二年度から四年度にかけてでして、そのリース期間がまだずつとあるということで、だいたい六年間使用することになっております。

同じく学習者用端末につきましても、この八ページを見ていただきますと、一万二千七百七十六台ということで、これも令和二年度から四年度にかけて、整備しまして六年間使用することになっておりますので、そのリース料ということになっております。

○藤崎委員 はい、仕組みの部分を理解いたしました。確か、これ、一人の生徒さんに渡したら三年間貸与ではなくて、確か一年目か二年目かだったかと思えますけれども、一回渡してから、次の生徒さんに渡す、その仕組みを改めて説明いただけませんか。

○江畑教育DX推進室長 今、委員御指摘のとおりでして、高校一年生の時には全員分の端末を用意しまして、全員にお貸ししております。高校二年生、三年生、の方にしましては、低所得者の方に関しましてお貸し出しをしていると。それ

以外の方々に関しては、個人用の端末を購入していただくということで、現在運用しております。

○藤崎委員 年度末になって、三学期末になったら、何月何日までタブレットを先生に返してくださいというお触れが回って、皆さんそれぞれお返しするという理解でよろしいでしょうか。

○江畑教育DX推進室長 高校二年生になりましたら、低所得者以外の方は、購入いただくということで事前に案内しております、十一月頃にかけてまして、定額で購入いただけるように、PCサイトを関係業者と交渉して、安くで端末を購入できるような仕組みを構築しているところです。ですので、お返しするのはもちろん三月ですけれども、準備期間につきましては、十一月頃から各生徒は端末を安くで購入できるような準備を進めております。

○藤崎委員 わかりました。あとこのリース料ですが、どうしても学校で運用してますと、生徒さんによる落下とか破損とか機器の不具合とか、それぞれ対応が出てくるかと思いますが、そういったものにも対応できるリース契約内容になっているのか。不測の事態による交換とか修理、メンテナンスなんかも含まれているリース料という理解でよろしいでしょうか。

○江畑教育DX推進室長 端末を用意、整備するとき、大体十五パーセントぐらい予備を用意しております。ですので、端末が落下とか、今御指摘のありましたとおり使えなくなりましたら、その予備機を使ってまたお貸しして、学習が継続できるようにしているところです。また、業者に関しましては、保守点検契約も結んでおりまして、その契約の範囲内でありましたら、無償で修理などご対応いただいているところです。

○藤崎委員 仕組みを含めて理解しました。次の課に行きます。社会教育課です。説明資料の六十九ページ、県立図書館の関係で、施設整備が予算三千百三十二万円、決算三千百一十一万円ということで、今回の施設整備を行った内容についてお示しく下さい。

○橋口社会教育課長 施設整備等の整備事業ですが、今回はアルカリ蓄電池及び触媒線の取り替え、それから閲覧室になりますが、照明機器の更新、LEDに変更ということになっております。それから昇降機の改修事業ということでの施設

整備になっております。

○藤崎委員 アルカリ蓄電池の取り替え、館内のどこになりますかね。

○橋口社会教育課長 全館を通しての非常時の点灯のためのものがございます。非常時に点けるための蓄電池でございます。

○藤崎委員 県立図書館もしょっちゅう行っておりますが、なかなかパッと見、変わったようには見えないところで、相当な維持費がかかっているということでこの件は理解いたしました。

続きまして、青少年研修センターでございますが、こちら先般の報道で廃止に向けて検討中ということでございますが、六年度だけでも施設整備費の維持補修で七千四百八十六万円かかっているということでございますが、この六年度の維持補修の内容についてお示しく下さい。

○橋口社会教育課長 この設備の中の主なものは、空調設備でございます。また、台風災害時の復旧ということでも挙げておりますが、実際のところ、令和九年度末で、青少年研修センターにつきましては廃止の方針でございますが、施設設備につきましては、児童生徒、県民の方々が利用するということで、安全に、安心に使えるということを前提に、空調設備であったり、また、活用する道具、設備については十分な整備をしながら運用を図るということで、取り決めているところでございます。

○藤崎委員 確かに、運用終了日まで間もないから、整備はしないと言うわけにはいかないかと思いますが、この空調設備は、新規更新したのか、それとも修理をしたのか、中身はどういう内容だったのでしょうか。

○橋口社会教育課長 今ありましたように、研修棟の方でございまして、子どもたちが学ぶ場所でございますので、新しい形で導入しているところでございます。

○藤崎委員 それぞれ理解いたしました。続きまして、七十九ページ、考古資料館なんですが、予算が八十五万円、決算が六十九万円ということで、再整備に向けた準備作業が進んでおりますが、まだ具体的にハードに何か手を付けるというものではなくて、調査みたいな形なのかと理解しておりますが、内容をお示しく下さい。

○西小野参事兼文化財課長 委員おっしゃるとおり、現在検討しているところで

ございますので、この決算額につきましては、保存活用に向けた有識者への指導助言等をいただきましたり、あと、整備する上におきましては、土地の境界を確定しなければいけないという面もありましたので、確定するための調査を行ったということでございます。

○藤崎委員 整備に向けて、一つ一つ丁寧な作業をしていただけだと思います。続きまして、もう一回社会教育課に戻りまして、家庭教育支援の関係でございます。もう条例ができて十数年たち、条例の中には、財政的措置という言葉も入れ込んだ作業部会をしたことを思い出しますが、家庭教育支援委員が、累計で四百十八名、既に誕生しているようでございますが、この活動状況をどのように把握しているのかお示しください。

○橋口社会教育課長 現在、委員からございましたように、家庭教育推進委員はそれぞれ研修を受けていただいて、それぞれの地域での状況の把握につきましては、各市町村教育委員会を通じて、例えば、相談会ございましたり、サロンでございましたり、家庭教育に関わっている方々が、いつでもどこでも関わっている状態を把握するような情報の提供をお願いしているところでございます。

また、相談に関しましては、保護者の方々、いろいろな悩みをお互いに共有するということでも確認してございます。それから、家庭教育学級においても、それぞれの学校、また家庭における状況等の把握をつかめるようにお願いしているところでございます。

○藤崎委員 家庭をめぐるいろいろな情勢は、刻々と変化しておりますので、的確適切な支援が行われるように、これからも期待したいと思えます。すると、ここにありますが、親子すくすくフェスタは、どのような形で開かれたのか、お示しください。

○橋口社会教育課長 昨年度は、指宿市の方で行いまして、各青少年社会教育施設の創作活動であったり、体験活動のブースを設けたり、また、本庁におきましても、保健体育課、人権同和教育課等の活動を取り入れながら、家庭教育の保護者、子どもたちとともに学べる場、また相談に乗る場所を設定して活動したところでございます。今年度は、曾於市の方で開催する予定でございます。

○藤崎委員 今年度の計画までご紹介いただきました。この親子すくすくフェスタは、各地域を巡回していく形になっていると把握しておりますが、まだすくすくフェスタが回ってきていない地域はありますか。

○橋口社会教育課長 これまで、鹿屋市、鹿児島市、霧島市、日置市、薩摩川内市、出水市等で行っておりますので、そのほかの地域はこれからということになってまいります。

○藤崎委員 これは良い取り組みでありますので、ぜひこれからも続けていただければと思います。

○江畑教D X推進室長 先ほど、藤崎委員からの御質問の中で、リースのお話でございますけれども、私、先ほど八ページの(一)、(二)の指導者用端末、学習者用端末、すべてがリースであるかの御説明を差し上げましたけれども、一部は購入しているものがございます。購入以外で、リースで契約したもののリース料であるということを説明として加えさせていただきます。

○永井委員長 ここで十分間の休憩を入れます。
再開は、十一時五分といたします。

午前十時五十七分休憩

午前十一時 五分再開

○永井委員長 再開いたします。

○柳 委員 資料の十四ページになりますけれども、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーについてお聞きをしたいと思います。昨今の学校の働き方改革等の中でも、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの方々の出番が非常に多くなっているのかなと思うんですけども、令和六年度において、スクールカウンセラーの配置事業があります。緊急の派遣ですが、派遣校、回数が八校、二十六回とありますけれども、この緊急の派遣というところ、どういう緊急性を要したのか、どのようなことでこの八校、二十六回ということになったのか御説明いただきたいと思えます。

○瀬戸口生徒指導監 スクールカウンセラーの緊急の派遣についてでございますが、例えば子どもたちの命や安全に関わるような事案が心配されるときに、スクールカウンセラー、あるいは高校教育課におりますスクールカウンセラーのスク

パーバイザーなどを派遣して、子どもたちへの必要な支援でありましたり、また、子どもたちをサポートする保護者や先生方への対応ということで対応しているところがございます。

○柳 委員 昨年度において、カウンセラーが何人、全体で配置をされているのかということと、ソーシャルワーカーについても数をお示しいただきたいと思えます。

○瀬戸口生徒指導監 スクールカウンセラーにつきましては、令和六年度ですけれども九十八人派遣している状況でございます。それから、スクールソーシャルワーカーにつきましては、県の広域スクールソーシャルワーカーとして、三人必要に応じて派遣しているところでございます。

なお、各市町村におきましては、その市町村で独自に配置しているスクールソーシャルワーカーが対応しているという状況でございます。

○柳 委員 ソーシャルワーカーは、県が三人ということで、あとは市町村で派遣していたださっているということですが。この三人というのは、少ないなど率直に思うんですけども、この辺については、県教委としては、これまでも議論の中で、もうちよつとやっぱり増やした方がいいよなとか、そういう議論には至っていないのでしょうか。

○瀬戸口生徒指導監 ただいまの件につきまして、この広域のスクールソーシャルワーカーにつきましては、主に県立学校の様々なケースについて対応しているところでございまして、現時点で、この三人をさらに人数を増やしてというところは考えておりませんが、この県の広域スクールソーシャルワーカーが、各市町村のスクールソーシャルワーカーと連携して、小中学校に在籍する子どもたちへの支援につなげていくという対応もしているところでございます。

○柳 委員 スクールカウンセラーにおいては、小・中、義務教育学校、特別支援学校等に派遣ということだと思わすけれども、先ほど答弁された九十八名の派遣で、状況的にはどういふ状況なのか。緊急な派遣もあつたりするわけですよ。県内全域ですので、この九十八人という数で、どうなのかと思わすけれども、その辺はどのようにこれまで検証して、この数で足りるのかという議論は、どのような議論がされているのか教えてください。

○瀬戸口生徒指導監 ただいまの御質問の件につきましては、各学校、やはり子どもたち、あるいは保護者等からの相談対応のニーズというのはございますので、令和五年度から六年度にかけまして、そしてまた、令和六年度から七年度にかけまして、派遣回数も拡充しているところでございます。それに応じまして、例えば本年度でありましたら、スクールカウンセラーの数は百二十四人と、令和六年度の九十八人から増員をしている状況でございます。こちら辺りにつきましては、やはりニーズ、各学校のニーズ、子どもたちや保護者のニーズなども、県教委として把握しながら、どのような体制をつくっていくのがいいのかということも検討しながら対応できたらと思っているところでございます。

○柳 委員 分かりました。

調査の二十四ページになりますけれども、鹿児島教育ホットライン24の事業があります。非常に相談件数も増えているようですし、二十四時間ということ、非常に大変な業務だと思うんですよ。

今、実際何人ぐらいの先生方が、退職された校長先生とか、いろいろな方々が対応していたださっていると思うんですけども、この令和六年度、何人ぐらいの方々がこのホットラインに従事されているのか教えてください。

○瀬戸口生徒指導監 令和六年度につきましては、三十八人が電話相談員として対応していたださっているところでございます。

○柳 委員 三十八人の方々、活動は実費支給だったかなと思わすけれども、これで変わりはないんでしょうか。

○瀬戸口生徒指導監 時間給でお支払いしているところでございます。

○柳 委員 時間給は、この令和六年度において、いくらになりますか。

○瀬戸口生徒指導監 すみません、確認いたしました。後ほどお答えできればと思えます。

○柳 委員 はい、分かりました。お願いします。

続きまして、調査の三十四ページになります。鹿児島島の先生人材発掘活躍サポート推進事業がございまして。

この中で、県立学校において教職員の在校等時間を把握するために、引き続きタイムレコーダーを設置したとあるんですけども、これは、令和五年度から、

試行的に校務支援のシステムによる出退勤管理を導入していますよということなんですけれども、導入されて、在校時間をこれでしつかりと把握できたのか、そして、これが業務改善にどのようにつながったと分析していらっしゃるのか教えてください。

○中島教職員課長 御質問いただきましたタイムレコーダーにつきましては、資料に記載のとおり、令和六年の九月でもって実施期間が満了いたしました。

それに先立って、令和五年度から別途学校に導入されました校務支援システムというシステムで、いわゆるパソコンのログイン・ログオフによって、学校に在校している時間が把握できるということと、こちらによる在校時間の把握に転換を図ったところです。

資料では、令和五年度から試行的にとなっておりますけれども、令和六年度の後半から、令和七年度につきましては、県立学校の全てにおいて、この校務支援システムにおいて時間の把握をしております。

この成果ということでございますけれども、やはり働き方改革を進める上では、実情的に正確に把握することが必要であるということで、タイムレコーダーの場合には、学校で機械がある場所が限られているということもあって、スタンプを押しに行くための時間とかの部分で、実態と若干ずれが生じる部分もあるわけですが、けれども、校務支援システムであれば、朝来て仕事をするときにはまず立ち上げて、いろいろな情報を確認をして、一日勤務して、帰るときに電源を落として帰るということで、かなり正確に時間の把握につながっていると考えているところでございます。

○柳 委員 出退時間は、パソコンを立ち上げて、オフにするまでということなんですが、実情は、なかなか業務が終わらないということと、しかし、長時間、在校時間を取るとあまりよろしくないということで、パソコンの電源も少し早めに落として、また再度というお話も聞いたりしますので、そこはまたしつかりと調査をしていただいて、そういうことがないようにお願いをしたいと思います。

それと、スクールロイヤーの活用が始まって、非常に現場としても心強いなところだと思っておりますけれども、相談の実績が令和七年度を見ますと、小・中学校で十件、県立学校で七件ということだと思っておりますけれども、このスクー

ルロイヤーが入られて、どれくらいの相談で、その後、裁判等に持っていかれた事例というのがあるんでしょうか。

○中島教職員課長 このスクールロイヤーの制度につきましては、学校が弁護士に相談ができるというもので、その弁護士の法的な助言をいただくというものでございます。

実際に相談をした学校からは、概ね非常に参考になったと、安心してこの後、対応ができるという答えをいただいております。

今、私どもが把握している中では、その相談を受けたもので、その後、裁判等に至ったものは、今のところ把握していません。

○柳 委員 説明資料の八ページをお願いします。

教職員の住宅維持補修の事業というのがありますが、教職員住宅の維持補修、解体工事等に要した経費ということで、不用額も四百十五万円あまりあるわけですが、この内容について、御説明説明いただけますか。

○神宮司福利厚生監 教職員住宅の維持補修事業、不用額四百九十二万円余の概要といったお尋ねでございました。

こちらにつきましては、大きく、この事業自体、三つございまして、おおよそでございますが、一つは維持補修に関するものということで、例えば風呂釜等の修繕でありますとか、実際住んでいる中で、それぞれの住宅に必要な補修経費、あと、その外壁の改修等の大規模な改修に係る経費、維持補修経費が一つございます。

ほか、維持管理経費といたしまして住宅の浄化槽ですとか、受水槽とか、そういったものの法定検査の手数料とか、あるいは清掃業務との委託料、通常の維持管理に係る経費、そして住宅の解体ということで、こちらは未利用として使われない住宅の中で、例えば台風等で倒壊等の恐れがあつて、近隣の住宅に被害を及ぼす恐れがあるですとか、あるいは私有地、地元の自治体等から借りている住宅で、底地は地元の市町村ですので、使わない住宅を解体して、地元の市町村にお返しするために解体する、こういった大きく三つの事業で構成されておりますが、今回のこの不用額の主な内訳というところにつきましては、大きくは、この中の外壁改修、昨年度、奄美高校におきまして外壁の改修等を行い、あと解体といたし

まして、四校ほど、住宅の解体工事を行ったわけですが、これらの工事請負費に係る不用額が、三百七十八万円余でございます。これが大きなものとなっておりますのでございます。

○柳 委員 分かりました。

続きまして、説明書の十九ページです。

産業教育施設の整備事業でございますが、県立学校五校の産業教育施設の整備を行ったということなんですけれども、これ具体的に、どの高校でこういった施設を整備されたのか教えてください。

○北里学校施設課長 産業教育施設整備事業の内容でございます。

五校において工事を行っております。うち、改築が二校ございます。

内容としましては、鹿屋農業高校におきまして、老朽化した豚舎六棟を一棟の豚舎に集約する工事を行う改築を行っております。

あともう一校は、鶴翔高校でございます。こちらの方は、老朽化した牛舎や堆肥舎、実習棟の三棟を一つの棟に集約する工事を行っております。

あと、内部改修としまして、市来農芸高校におきまして、食品加工室の内部改修を行っております。これは、国際的な衛生環境仕様である HACCP に対応するため、クリーンルームの設置や汚染区域、衛生区域の仕切りなどの取替などの工事を実施したものでございます。

また、解体工事としては、伊佐農林高校におきまして、令和三年の大雨によりまして、農機具実習室とか、機械、整備室が水没したものですから、それに浸水被害を受けたため、令和五年度において、二棟を一棟に集約する改築工事を実施していたところなんですけれども、令和六年度は、既存棟の解体工事を実施したところでございます。

あと、一校、設計は、薩南工業でございます。次年度に係る設計を行っているものでございます。

○柳 委員 産業教育、非常に重要な教育ですので、手を挙げた学校が、しっかりと補修等できるようにお願いしておきたいと思えます。

説明資料五十二ページですが、特別支援学校の安心安全対策事業の中で、特別支援学校の送迎バスに係る安全装置の取り外し及び設置とあるんですけれど

も、これは、どこの学校の送迎バスに係る整備をされたのか教えてください。

○小久保特別支援教育課長 特別支援学校の安心安全対策事業につきましては、学校保健安全法施行規則の改正により取り付けられた置き去り防止装置につきまして、コロナ増便を行っていたバスから取り外すための予算でございました。実績としましては、県内特別支援学校のうち、武岡台、鹿児島、指宿、南薩、串木野、出水、牧之原、鹿屋の計八校のコロナ増便から、それぞれ、台数は違いますがけれども、合計十四台分の置き去り防止装置の取り外しを行ったところでございます。

○柳 委員 分かりました。

この送迎バスに乗るには、非常に保護者の方も不安があるというお話も聞きますので、ぜひ、こういった安全対策をしっかりと、今後もとっていただきますようにお願いをしたいと思います。

それと五十八ページになりますけれども、夜間の定時制学校の給食管理事業というのがございます。

これ開陽高校という御説明だったんですけれども、これは今、何人分の学校給食を提供していらっしゃるのか、そしてまた、昨年度においても物価高がずっとあったかと思うんですけれども、この給食管理事業を行う上で、不用額が十三万六千円ありますけれども、不用額は出るのかなあと思ったりするんですけれども、ここについて御説明いただけますか。

○山元保健体育課長 定時制高等学校管理費の夜間の学校給食についてでございますけれども、令和六年度、五十八人の方が給食を食べているところでございます。

この執行残のことにつきましては、委託契約を結んでおりまして、その委託費の残というところでございます。

○柳 委員 五十八人の生徒の給食ということで、昨年度も、光熱費、食材費、様々値上がりをしたと思うんですけれども、この事業費については、前年度と比較して、どうだったのか教えてください。

○山元保健体育課長 前年度の契約額が、千百六十六万円です。令和六年度が一千二百十万円となっております。

○柳 委員 分かりました。

今年度においても、また、一気に十月から食材等も値上がりをしていると思いますが、給食を、非常に生徒も楽しみというか、非常に頼りにしていると思いますので、今後の食材等の値上がりについても、ぜひまた考慮していただいて、給食に不備がないようお願いしたいと思います。

○大久保委員 成果調書の四十三ページ。

県立高等学校生徒通学費支給事業に関して伺います。

定期代の負担が増加することになった生徒に対して、通学支援を行っているということなのですが、エリア等、対象になっている地域について教えてください。

○吉元高校教育課長

エリアとか、対象になっている地域というのはございませんで、令和四年度において、バスの減便とか廃止がございました。それに伴いまして、通学費等が上がった生徒たちに対して、その上昇分についての半分の額を補助するという形で実際やったところでございます。

失礼しました。令和四年度じゃなくて、令和五年度にその状況がございまして、令和六年度、この支援事業を始めたところでございます。

○大久保委員 それでは、一部の方が継続しているということだと思いますが、

人数と額を教えてください。

○吉元高校教育課長

令和六年度は、今、言った事業でございまして、その子たち、三年生はもう卒業しておりますけれども、基本的には、今年度も同じような形になっておりますが、令和七年度の事業は、若干形態が異なっております、これまでの令和六年度の方は、引き続きなんです、それとあわせて、いろいろ調査していく中で、それ以外にも、高額なやつぱり通学費がかかっている生徒がいるということが判明いたしましたので、実際、月二万円を超える方々についても半額を補助するという制度も設けたのが今年度でございました。

なので、昨年の対象の子たちも引き続き、今年度も対象としてるところでございいます。

令和六年度の実績としましては、百三十五件の六十五万一千円の実績でございました。

○大久保委員 今、大事な取り組みだと思います。この他にも通学にあたっての

様々な手段確保も含めて、今、公立高校に通う生徒、大変な状況もあると思います。

その中で、私立学校がスクールバスとか運用しながら、生徒の通学の手段の充実というものもあると思います。この部分が、今後また授業料の負担というものもだんだん、私学の方にも手厚くなってきたり、より一層、学校の出身だけではなくて、通う通学手段の充実といったところも、やはり生徒募集に大きな影響が出てくると思います。

今後こういった取組に加えて、新たな通学手段の確保に繋がるような取組がなされることを期待申し上げたいと思います。

続きまして、説明資料の二十ページ、県立学校施設災害復旧費に関して伺いたいと思います。

これは授業もあって、工事に制約が伴う部分があったと思うんですけども、台風被害による災害復旧の取組だと思います。いろいろな制約の中で、対応していらつしやると思うんですが、そういった中で、やはり一番、授業の確保、遅滞なく授業を行っていくことが大事だと思いますが、今回、授業の進行について何か影響を受けたことは、あったんでしょうか。

○北里学校施設課長

災害復旧費についてでございます。

こちらは、昨年度の台風十号の被害の災害復旧について、十二月補正で計上させていただきました、実施したものでございます。十二月補正で計上しておりますので、繰越の分が多くございますけれども、事業としては、今年度にかかっています、しっかりとすべて執行してきているところでございます。

○大久保委員

要は生徒の授業時間の確保とか、円滑な学校運営というものも一方で図りながら、それは対応されているということ、理解してよろしいですか。

○北里学校施設課長 学校施設の整備に当たりましては、授業や生徒の行事等に影響がないように、学校と調整しながら進めさせていただいてるところでございいます。

○大久保委員 そこが一番大事なところですので、継続した学校運営がなされることを期待して、質問を終わります。

○瀬戸口生徒指導監

先ほど柳委員からの御質問、ホットラインの電話相談員の

時給につきまして、令和六年度、夜間、深夜に勤務をされている相談員の方が、時間当たりで千五百二十円。そして深夜以外の昼間の時間体につきましては、千二百二十円となっております。

また、県の規定に基づきまして、旅費等も支給しているところでございます。

○**元山委員** 審査説明資料四十四ページの公立高等学校教育振興運営費で、損害賠償訴訟委任、予備費が百九十七万三千三百三十三円利用されていますが、この内容について伺います。

○**瀬戸口生徒指導監** 県立学校のいじめ事案に関わる訴訟に関する費用でございます。

○**元山委員** 内容というか、詳細というか、その後とか、そういうことを伺いたいんですが。

○**瀬戸口生徒指導監** この件につきましては、訴訟が昨年度までに進んでいた中で、令和六年六月に、原告側と和解という結論に至ったところでございます。

○**田之上委員** 六十一ページ。総合体育センター管理運営事業をお尋ねしますが、この中で体育館、武道館及び外壁改修の計画調整に不測の日数を要したということ、大体六十パーセントぐらい繰り越しています。繰越の理由を教えてください。

○**山元保健体育課長** 外壁の工事をするために、様々な調査等をしたところでございますけれども、調査に少し時間がかかったということ、工事に入ってからも天候等によってなかなか工事が進まずに、本年度までかけて工事が完了するところでございます。

○**田之上委員** 本年度、もう終わったということでしょうか。

○**山元保健体育課長** 武道館は十月末、一応終了すると聞いていますところでございます。

○**田之上委員** つい先般、武道館に行ってみましたら、だいぶ床が揺れるようです。毎年これぐらいの費用が、かかると理解をすればいいんですか。まだ、相当、修理等があるんですか。

○**山元保健体育課長** 武道館に関して申し上げますと、令和六年度の主な補修状況でございますけれども、百八十万円程度かかっていると聞いています。

○**田之上委員** 老朽化ということで、議論がされている最中ではありますが、数時間おりましたが、今申し上げますとおり、だいぶ床が揺れるなあと思いましたが、どうぞ、これからも管理はしっかりと、完成まではしていただくようお願いをしておきます。

○**前野委員** 資料の成果のところ、私が探せなかったものですから、歳入のところでお伺いします。二十八ページです。

教職員課ですけれども、二段目に在外教育施設派遣教員給与費というものが、小中学校にあるわけですが、これらについて、私は、実は友人が派遣をされた経験があつて、今どうなっているのだろうかと思つてお聞きをするわけですが、令和六年度末における派遣されている人員、小中学校ごとに教えてください。それと派遣されている国です。当時、私の知人は確かアメリカに行っていたんですが、今どのような国に派遣されているのかをまず、お聞かせください。

○**中島教職員課長** まず、人数ですけれども、令和六年度につきましては、十五か国に二十四人、派遣いたしております。申し訳ございません。今、手元に国のリストがございますけれども、北米、南米、ヨーロッパ、アジア、ロシア等含まれて、中国、世界各国に派遣されているところでございます。詳細につきましては、後ほどお答えさせていただきます。

○**前野委員** 十五か国に二十四人ということは、これは平均してこの程度の陣容なんでしょうか。

○**中島教職員課長** 年によりまして、差はございますけれども、大体二十人から二十三、四人程度が派遣されております。基本二年、最大二年の延長をしますので、帰国のタイミングが様々でございますので、ばらつきが若干ございます。申し訳ございません、先ほどの二十四人について、国を申し上げますけれども、オーストラリア、メキシコ、シンガポール、台湾、タイ、メキシコ、ロシア、アメリカ合衆国、シンガポール、フランス、ドイツ、台湾、中華人民共和国、インド、大韓民国、イギリス、マレーシア等になっております。同じ国に複数行っている場合も、違う都市に複数行っている場合もございます。

○**前野委員** また、後ほど派遣国の資料をください。

それと、今、二年延長というお話がございました。任命される年限、何年間と

いう決まりがあるのでしょうか。それとも本人の希望によっては、その二年の範囲で延長できるということなのでしょうか。令和六年度末におきまして、在外教育施設に派遣されている教員は、小学校が三人、中学校が三人、合計六人でございます。派遣先の国につきましては、アメリカ合衆国、ブラジル連邦共和国、中華人民共和国、タイ王国の四か国となっております。

○中島教職員課長 まず、派遣する際には、原則二年間ということで派遣いたします。その上で、現地の学校の実情、学校側の要請、それからそれに対する本人の希望で、一年ないし二年延長される場合があるということでございます。

○前野委員 分かりました。

今、この歳入説明のところでは、国費、国庫補助金となっているんですけども、このほかに、派遣に要する費用を県費で負担するものが、この中には入っているのでしょうか。

○中島教職員課長 ここに記載がございます国庫の補助につきましては、派遣する教員の日本国内における給与をまず、一旦県が負担いたしましたして、それに相当する額を国が補助金として交付するという仕組みになっているところでございます。それ以外の費用につきまして、県で負担している部分はございません。

○前野委員 それでは実績に基づいて、県から国に補助金請求するという形。これは、年度内に国から入ってくるんですよね。

○中島教職員課長 毎年度、実績に基づいて、国に対して要請するということになりません。

○前野委員 年度内じゃなく、次の年に前年度分という意味ですか。

○中島教職員課長 当該年度に交付を受けることになっております。

○前野委員 分かりました。

今も出ましたけれども、県内の学校に赴任しておられた先生が、希望か、なんかで手を挙げて、そして海外に行きますよね。そうしたときに、家族で行かないといけないとか、個人的な理由があったり、子どもが小さいとか、そういったことは、県内の異動内示を出すときと同等の、伴う費用は負担されると理解して良いですか。

○中島教職員課長 赴任の費用等につきましては、国のこの制度の中で、適切に

対応されているものと承知しているところでございます。

○前野委員 実際は、例えば手当。海外で勤務するということは、特殊勤務手当に当たるのか、あるいは、別途、海外への赴任の手当というものが創設されているのか、その辺りも含めて、個々違うと思いますけれども、一般的な、海外で勤務される先生方の処遇について、分かる範囲でいいですから教えてください。

○中島教職員課長 この在外日派遣につきましては、在外の教育施設、日本人学校ですけれども、世界各国の、その土地の邦人コミュニティが母体になって作られている学校が、多くを占めると承知しております。

ですので、その学校の設置の状況等、あるいはその雇用状況等も様々であるわけですが、給与につきましては、現地の学校において、現地での給与が支払われることがまず前提でございます。

その上で、派遣している鹿児島においても、鹿児島での職員としての給与が、相当する額が支給されるということで、委員御指摘がございました、海外であるからということでの手当云々という部分に関しては、詳細、承知はしておりますけれども、それぞれの国の学校の給与という部分で、そういったものが考慮されていると考えているところでございます。

また、赴任に関する費用等におきましても、そういった取組の中で、それぞれ適切に支払われていると承知しているところでございます。

○前野委員 命令されたところに赴任しますよね。その際に、転居する費用とか、そういったものも、直接、県は支払いしてない。現地の学校の関係から支払われるという理解でいいですか。

○中島教職員課長 そのあたりにつきましては、県は一切関与しない形になっているところでございます。

あと在外への派遣につきましても、派遣といいますが、在外の教育施設に勤務している教諭につきましても、ここで取り扱われておりますような、例えば鹿児島県の公立学校の教員を派遣する場合もあれば、現地の学校が別途、採用したりするものもあるなど、様々な制度があると承知しております、いずれにしましても、私どもの方は、募集に対して、希望した教員を選考して派遣すると。国内分の給与を私どもの方で支払うという形で対応しているところでございます。

○前野委員 先ほど現地の通貨と、私は理解しているんですが、円高・円安の関係は、こういった方々の月々の給与についてのようです。派遣されている国が十五か国ですから、それぞれ違いますよね。通貨が違いますけれども、そのあたりはどうなんでしょうか。

○中島教職員課長 先ほど申し上げましたように、現地の学校での給与につきましては、現地の学校設置者の方で支払うということになっておりますので、恐らくは、現地通貨がベースになっているものと承知しているところでございます。

○前野委員 帰ってこられた先生方から、例えば、この国ではこういう処遇だ。この辺りの改善について、県教委に対して、要望があるとかいったことはないでしょうか。

○中島教職員課長 そういった御意見・御要望等は、私どもの方でいただいていることは、過去ございません。

また、派遣に際しましては、国の派遣の制度上、どこの地域、どこの国と希望することはできない仕組みになっておりまして、県で選抜して名簿を国に提出しまして、どこの国になるか分かりませんが、大丈夫ですかと確認した上で、選考するという形をとっているところでございます。

○前野委員 こういった経験を持って、海外の日本人学校で勤務をされた先生方が帰ってこられてから、そういう実体験というんでしょうか、そういったものが帰ってきて現役でいらつしやるわけですから、そういう経験を持った先生方のモチベーションであるとか、あるいは県教委としてのこの事業の評価をどのように捉えておられるのか、最後に聞かせてください。

○中島教職員課長 この在外日派遣につきましては、やはり異文化の経験でございますとか、それから、あと意外なところではあるんですけども、全国の教職員が派遣で一つの学校に勤務しますので、帰国した方々に伺いますと、現地の異文化体験ということと合わせて、全国の学校で勤務している方々から学ぶところ、経験するところ、同じ日本国内の学校とか地域であっても、地域において様々ないろいろな特色があるということを学ぶということ、あるいは、ある種の多様なチームで、協働して勤務するというところから学んだところが大きいということを、帰ってこられてからおっしゃる方が大変多いと伺っております、こういったこ

とは、授業の実践としても生かされる場合ももちろんありますし、それから、管理職として、学校経営上に生かされるということで、この帰国をされた後に、管理職として勤務される、活躍される方もいらつしやるというところでございます。

○前野委員 よく分かりました。

先生方がそういう経験をされるということは、先ほど申し上げましたけれども、帰ってきてからの子どもたちへの教育にも、何か違ったものが出てくるだろうと思っております。それから人的なネットワークとか、あるいは人脈とかですね。いろいろな成果があるようですから、ぜひ、この事業を引き続き、続けていっていただきたいんですが、希望を募ったときにどうなんでしょうか。

○中島教職員課長 年によっても違いますけれども、実際の派遣者数よりも、多い希望者がいて、選抜をしているところでございます。

○柳 委員 説明資料、四十四ページです。

楠隼中高一貫教育校の調査広報事業について教えてください。

楠隼中高一貫教育校の男女共学化、中学生受入に向けた調査及び広報費ということで、六十三万七千円が予算計上され、そして、五十九万七千九百五十円が支出されておりますが、この中でポスター二千枚、チラシ四万枚を広報として、県内の公立小学校、それと県内外の学習塾や教育機関等に配布したとあるんですけれども、この県内外の学習塾にも配っているのかなと驚いたんですけれども、このポスターとチラシにかかった予算について教えてください。

○宮永参事 ただいま御質問いただきました件ですが、ポスター二千枚、チラシ四千枚、こちらにつきまして、コピー紙の費用、それから印刷の費用等にかかったものが二十五万五千六百五十円でございます。

○柳 委員 二十五万五千六百円ですか。

○宮永参事 二十五万五千六百五十円の決算額でございます。

○柳 委員 それから、県内外の学習塾、これについても説明いただきたいのと、あと、現地調査を行っていらつしやるんですけれども、楠隼の教職員の関係者の方々が県外に行かれたと、佐賀県とかも行かれたようなんですけれども、訪問されて、調査を行って、今後の検討にあたって参考になる情報の収集等ができましたよという事実があるんですけれども、どのような成果が具体的に得られたのか、その

辺を報告ください。

○宮永参事 県内外の学習塾へ具体的にどこに配ったという詳細までは、把握していないところなんですけれども、県内外の学習塾、それから教育機関と合わせて、七百七十八か所に配布したところがございます。

それから、現地調査ということで、令和六年度は、佐賀県の二校に訪問したところでございますけれども、この訪問先、弘学館中学校・高等学校及び早稲田佐賀中学校・高等学校の二校でございます。この二校につきましては、同じ敷地内に中学生の男女の寮が設置されていること、女子生徒の入学に合わせまして、先ほど申し上げましたように、中学生の男女の寮が同じ敷地内に設置されているということ、例えば、楠隼寮における男女共有のスペースであったり、エリアの区分の仕方であったりとか、あるいは、セキュリティの対策面であったりとか、そういったところで、すでに取組をされている学校ということで、この二校を選定して訪問したものでございます。

○柳 委員 県内外の学習塾においては、把握されていないということでしたが、少なくとも県内の学習塾、大手もいろいろありますけれども、その辺はいかがでしょうか。分かる範囲でお答えください。

○宮永参事 主要な学習塾については、県内の学習塾については、すべて配布をしていると認識しております。

○柳 委員 非常に驚きました。他の学校ではこういうことができないわけで、予算もないわけですから。楠隼だけが依然として特別な扱いをしているのだなと思います。

令和六年度に県外に行かれて調査をされましたので、今後、共学、全寮制の受け入れについても、的確な環境の下で受け入れをしていただくようお願いしたいと思います。

このポスターを作ったり、チラシを作られたりとかされましたけれども、今年度も行われたのでしょうか。

○宮永参事 楠隼校につきましては、本年度も同様の広報活動に取り組んでいるところでございます。

○柳 委員 このチラシとか、ポスターについても同様ですか。ほぼ同額ですか。

○宮永参事 ほぼ同様の実施をしているところでございます。

○柳 委員 はい、わかりました。結構です。

○永井委員長 ほかにありませんか。

「なし」という者あり」

○永井委員長 ほかにないようですので、これで教育委員会の審査を終了します。執行部の皆様は退席されて結構です。御苦労様でした。

午後十二時一分散会